

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会児童・生徒のボランティア体験学習支援事業実施要綱

平成 19 年 10 月 1 日 制 定

(目 的)

第 1 条 この要綱は、市内小学校、中学校、高等学校等において取り組まれる福祉、ボランティア体験学習事業の実施を支援し、福祉教育のより一層の伸展と普及を図ることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象)

第 2 条 本事業は、学校・P T A等が実施する次の事業に対し経費の一部を助成する。

- (1) 障がい（擬似）体験事業
- (2) 障がい者、高齢者交流事業
- (3) その他、福祉教育体験事業

(助成金額)

第 3 条 助成は次の要件により、予算の範囲内で行う。

- (1) 助成金額は、1 申請 20, 0 0 0 円を上限とする。
- (2) 申請は、同一年度内で 1 回に限る。

(助成申請)

第 4 条 本事業の助成を希望する者は、児童・生徒のボランティア体験学習支援事業助成金交付申請書（第 1 号様式）に収支予算書（第 2 号様式）を添えて、会長に提出しなければならない。

(交付の可否)

第 5 条 会長は、前条規定による申請を受理したときは、その内容を審査し交付の可否を決定し、その旨を児童・生徒のボランティア体験学習支援事業助成金交付決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 6 条 助成を受けた実施者は、助成事業が完了したときは、速やかに児童・生徒のボランティア体験学習支援事業完了報告書（第 4 号様式）と収支決算書（第 5 号様式）を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第 7 条 会長は、虚偽その他不正な手段により助成を受けた者がある時は、交付金の

全部若しくは一部の返還等、必要な措置を講ずることができる。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。